

## 第 2 部. 組織論的検討

### 3-1 要綱にみる各自治体の取組み体制の特徴

はじめに、大阪府高齢者・重度身体障害者住宅改造助成モデル事業の概要と特徴を示す。

- ・貸し付けではなく、補助（給付）である。
- ・補助対象者は、(1)65歳以上の高齢者世帯（詳しい条件は後ほど述べる）で、住宅改造が必要な者がいる世帯、(2)身体障害者手帳1級及び2級に該当し、住宅改造が必要な者がいる世帯
- ・補助対象となる工事は便所、浴室、玄関、廊下、階段、台所、居室等の改造（特に制限は無いようである）
- ・補助限度額は50万円（所得に応じて1/3までの本人負担がある）
- ・大阪府下20市町村で実施（対象は200カ所）

次に、「大阪府高齢者・重度身体障害者住宅改造助成モデル事業費補助金交付要領」の抜粋及び、以下に示す15のモデル事業実施市町村がそれぞれの要綱の中で大阪府の要綱に付加した内容を条文（項目）ごとにまとめ、各市町村の特徴を見る。

#### モデル事業に取り組んだ15市町村一覧

- 
- |        |        |        |        |         |          |       |  |
|--------|--------|--------|--------|---------|----------|-------|--|
| 1.吹田市  | 2.守口市  | 3.松原市  | 4.柏原市  | 5.四条畷市  | 6.島本町    | 7.河南町 |  |
| 8.岸和田市 | 9.泉大津市 | 10.枚方市 | 11.大東市 | 12.羽曳野市 | 13.千早赤阪村 |       |  |
| 14.豊中市 | 15.太子町 |        |        |         |          |       |  |
- 

#### 各市町村の要綱の特徴（概要のみ）

- |        |  |
|--------|--|
| 1.吹田市  | 独自の補助率（所得を緩和）を設ける  |
| 2.守口市  | 世帯条件の中に1年以上居住していることを付加<br>公営住宅を対象住宅から除いている                                       |
| 4.柏原市  | 世帯条件の中に1年以上居住していることを付加   |
| 6.島本町  | 高齢者世帯の判断条件を「おおむね65歳以上」とし、その他町長が認めるものも補助世帯の対象とする                                  |
| 8.岸和田市 | 独自の補助率（所得を緩和）を設ける  |
| 11.大東市 | その他市長が認めるものも補助世帯の対象とする   |
| 14.豊中市 | 補助限度額を70万円とし、独自の補助率（所得を緩和）を設ける<br>世帯条件を、65歳以上の者か身体障害者がいる世帯としている<br>（家族構成は問うていない） |

\* 凡例の説明

- + ~市町村が独自に大阪府の要綱を緩和しているもの
- ~市町村が独自に大阪府の要綱よりも厳しくしているもの
- ? ~要綱だけでは規制と緩和のどちらになるかが不明なもの

大阪府高齢者・重度身体障害者住宅改造助成モデル事業費補助金交付要領

ア、事業目的、助成内容について

1 事業目的

高齢者や障害者が住み慣れた地域で、自立し、安心して生活ができるようにするためには、日常生活の基礎となる住宅の改善を促進し、生活の利便性を図ることが必要である。

このため、住宅改造が必要なひとり暮らし等の高齢者や身体障害者世帯に対し、改造費用を助成するモデル事業を実施する。

2 補助事業等

2-1-1 助成対象世帯

次のいずれかに該当する世帯で、心身の状況により住宅改造が必要であることについて民生委員等の証明が得られる者がいる世帯とする。

- + <その他、町長が特に必要と認めた世帯> 島本町
- + <その他、市長が必要と認めた世帯> 大東市
- <生計中心者が本市に1年以上居住していること> 守口市、柏原市
- + 条件 身体障害者手帳を所持するものがある世帯、  
満65歳以上の高齢者がいる世帯 豊中市

高齢者世帯

- ① <65歳以上>の単身世帯
- ② どちらか一方が<65歳以上>の高齢者夫婦世帯
- ③ <65歳以上>の高齢者からなる二人世帯（親族関係にあるものに限る）
- ④ <65歳以上>の高齢者と障害者からなる世帯
- + < >内 おおむね65歳以上 島本町

重度身体障害者世帯

身体障害者手帳の所持者で、その障害の程度が1級又は2級の身体障害者（児）がいる世帯で、心身の状況により住宅改造が必要であることについて、民生委員等の証明が得られる世帯とする。

### {補足と考察}

大東市が付加している条件は、例えば高齢者の二世帯の中で、姓が異なる夫婦などが該当するらしく、主に家族条件の緩和をにらんだもののようである。しかし、身体障害者手帳の1級又は2級には該当しないものの、住宅改造が必要になるような障害者もいると思われる（リュウマチ等）。また、世帯構成についての条件（①～④）がなぜ必要なのかという疑問がある。同居家族がいるからといって、必ずしも介護能力が十分にある訳ではなく、それによって住宅改造の必要性が低くなるとは考えにくい。これらのようなケースのためには、要綱中に「その他～」書きをもり込み、その障害者等の担当である民生委員や保健婦などが身体機能や世帯条件等を考慮に入れた判断を行なっていくのが適当であろう。

そういった点では、豊中市が上記の考え方に基づいた条件を設定しているといえる。また、島本町の「おおむね65歳以上」という条件は、60歳くらいまでなら対象者として想定されるらしい。今後は、これらの市町村のように緩やかな条件を定め、担当者がしっかり住宅改造の必要性を見極めていくような体制に移っていくことが望ましいと思う。

### 2-1-2 対象住宅

民間の持家又は借家とする。ただし、知事が必要と認める場合はこの限りでない。なお、借家については、所有者の承諾を得なければならない。

- |                           |                               |
|---------------------------|-------------------------------|
| 一 要綱中にただし書きを明記していない市町村    | 吹田市、柏原市、枚方市<br>守口市（公営住宅は対象外）  |
| ? 要綱中に2-1-2の内容を明記していない市町村 | 島本町、岸和田市、泉大津市<br>大東市、羽曳野市、豊中市 |

### {補足と考察}

ただし書きを明記していない市町村がある背景には、当初大阪府が各市町村に公営住宅の改造は対象としないように指導していたという事実があるのではないかと思う。しかし、その後（平成5年10月下旬ごろ）大阪府がモデルケースのうち一割までなら公営住宅の改造も含めてもよいという方針に変わったため、2-1-2を明記していない6市町村では、ヒアリングの結果、公営住宅の改造も行なうつもりである（行なったことがある）ということがわかった。

しかし現状では、対象者が公募の場合は、公営住宅で改造したいと思っても、要綱中にただし書きがない限り、実際には認可されうるということは要綱中では読み取ることができない。今後は、公営住宅という言葉を書込むことまではしなくても、募集時にはただし書きを明記しておく必要がある。

### 2-1-3 対象経費

便所、浴室、玄関、廊下、階段、台所、居室等の改造に要する経費

2-1-4 補助基本額

50万円

+豊中市 70万円

2-1-5 基準額

補助金額と実際に改造に要した額のいずれか少ない方の額

2-1-6 補助率

基準額の範囲内で、下記の表の本人負担額を除き、市町村が支出する額の2分の1以内

主たる生計者の前年所得税額	府	市町村	本人負担
A 生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む） 又は非課税世帯	1/2	1/2	-
B 上記以外で所得税額42,000円以下	1/3	1/3	1/3

+吹田市

主たる生計者の前年所得税額	府	市町村	本人負担
A 生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む） 又は所得税額80,000円以下	1/2	1/2	-
B 前年の所得税額が80,001円以上500,000円以下	1/3	1/3	1/3

+岸和田市

主たる生計者の前年所得税額	府	市町村	本人負担
A 生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む） 又は非課税世帯	1/2	1/2	-
B 上記以外（所得制限なし）	1/3	1/3	1/3

十 豊中市

身体障害者手帳1級・2級・3級及び下肢4級を所持する者がいる世帯

階層	区 分	助 成 額 の 算 式
A1	生活保護世帯	基準額（700千円以内）
	前年分所得税額	
A2	32,400円以下の世帯	基準額（700千円以内）
A3	32,401円以上 42,000円以下の世帯	（基準額-200千円（限度額500千円）） x5/6+200千円=助成額（616千円以内）
A4	42,001円以上 100,000円以下の世帯	（基準額-200千円（限度額500千円）） x2/3+200千円=助成額（533千円以内）
A5	100,001円以上の世帯	基準額と200千円とを比較して低い方の額

身体障害者手帳4級（下肢を除く）・5級・6級を所持する者又は満65才以上の高齢者がいる世帯

階層	区 分	助 成 額 の 算 式
B1	生活保護世帯	基準額（700千円以内）
	前年分所得税額	
B2	32,400円以下の世帯	基準額（700千円以内）
B3	32,401円以上 42,000円以下の世帯	基準額（限度額700千円）x5/6=助成額 （583千円以内）
B4	42,001円以上 100,000円以下の世帯	基準額（限度額700千円）x2/3=助成額 （466千円以内）

### {補足と考察}

市町村に対して行なったヒアリングの結果、対象者の認定の判断の中で所得制限を超えているために補助対象外となったケースがいくつかあったことがわかった。

そこで、以上の表に示したような所得と基準額の関係について詳しく分析し、必要があれば、所得と補助額の基準を再構成していかなければならないだろう。

数的なデータの蓄積にはなりにくいことが予想されるが、例えば次のような調査データが欲しい。

- 1 非課税世帯、所得税額42,000円の所得水準が月々どれくらいであるか、その世帯がそれぞれの基準額を超える改造を行なった場合、超過分の返済額とそれが家計に及ぼす影響の関係。
- 2 65歳以上の人口のうち、現在補助対象の条件を満足する割合はどれくらいか（大阪府下、各市町村ごとに）？

2-2 次に掲げる事業により、住宅改造に要する部品の給付を受けた場合においては、本事業の対象はその据付工事及びその他の工事費とする。

- (1)老人日常生活給付等事業実施要綱に基づく給付
- (2)大阪府身体障害者日常生活給付等事業実施要綱に基づく給付
- (3)大阪府重度障害児者日常生活給付等事業実施要綱に基づく給付

2-3 補助金額を超える工事を行なった場合において、当該超える部分について、必要に応じ、市町村独自の補助を行なうこと、又は、福祉資金の貸付を受けることは妨げない。

2-4 モデル期間内においては、本事業の適用は同一世帯1回限りとする。







{補足と考察}

手続きの煩雑さについては、印の付いている必要書類が少ない市町村であっても、その他書きで他の市町村と同じような書類を提出させているようなので、ほとんど差はないように思う。

補助対象の認定時には、現状でどういう状態の人がどんなことで困っているのかということができるだけ正確に、また客観的に判断する必要がある。そのためには、多職種で構成されるチームを組んで本人を交えた住宅訪問を行ない、住宅や介護、生活状況等を観察するのが最良であるが、今回の調査では担当部署のマンパワーの不足が目立った（事業専属の担当者がいないなど）。そこで、民生委員や保健婦等が個人で訪問した結果を正確に庁内に持ち帰るために、また申請者側が提出する場合は特に困っている点を強調するために、現況写真をもっと有効に利用すべきだと思う（現在それを要求しているのはわずか6市町村だけで、その中でも2つの市町村は工事完了後に提出する書類としている）。

最後に、福祉の大原則であると思うが、必要な人に必要なだけ援助を行なっていくことが、援助を受ける側にも援助する側にも最良である。そのためには、まず制度の条件に幅をもたせることが必要であり、次には申請者に対する必要性の判断が正確にできる行政職員を育成し、きめ細かな調査や対応ができるような人員を配置すべきである。そしてよりよい援助ができるように、工事が終われば手を離れるのではなく、使いこなしやその後の生活も含めた指導を行ない、その結果を見届け、事例毎の反省が次に活かされるように取り組んでいくのが、結局は国民の財産を有効に利用することにつながるはずだと思う。

### 3-2、各自治体担当者からのヒアリングに基づく取り組み体制の現状と課題

近年、寝たきり防止や在宅ケアの支援の為に住環境の整備が重要であることが、福祉分野においても認識され始めた。大阪府下において実施された高齢者・重度身体障害者住宅改造助成モデル事業もその一つである。生活支援が目的の事業であるため、複雑な居住条件を整理し適切な改善を実施し確実な生活支援効果を挙げていくために関係者分野の協力による相談体制の整備が必要である。しかし、まだ始まったばかりの施策の為、多くの問題を抱えている。

ここでは、大阪府下で平成5年度に実施された高齢者・重度身体障害者住宅改造助成モデル事業について、保健・福祉・医療・建築の関係者分野の関わり方を中心に、事業がどのように実施され、担当者がどのような問題にぶつかったのかについて聞き取り及びアンケートによる調査を行った結果を報告する。

調査対象・調査時期： 大阪府下11市町17担当課、平成6年2月から4月

#### ア、各自治体の取り組み体制の概要

各自治体の要綱に定められたモデル事業の概要を表1に示す。高齢者世帯については、子どもなどとの同居世帯が対象外となっている。また、TY市の70万円の助成事業以外は、50万円の助成モデル事業である。

事業に関わった職能と関わり具合を示したのが表2である。建築士・理学療法士（以下PT）・保健婦・ケースワーカーのチームにより出前型の相談活動を実施しているK市、社協委託により、PTと建築士が時に応じて訪問しているHI市を除く自治体では、建築分野が相談活動に参加していない。地域リハビリテーション活動が充実しているD市ではPTと保健婦が出前型相談活動を実施している。保健婦団体の熱心な活動が見られるSJ市。これ以外の自治体では、福祉の担当職員が、時に応じて、ヘルパーや保健婦、PT、OT、主治医等に協力要請をしており、事業を進めていく上で関係者分野の連携が必要になってくることなどが伺える。また、連携度が高いほど住宅改造実施の前後2回の訪問だけでなく、何度か訪問する傾向が伺える。広報などによる応募以外に保健婦やヘルパーによるニーズ発掘型の募集を行っているのがK市、SJ市、HA市、TS町である。相談業務などに事務経費を計上しているのは社協委託のHI市のみであり、自前の自治体職員による建築士やPT・OTなどの専門職の関与がない場合、相談活動費用の予算化が必要であろう。業者研修に取り組んでいる自治体はなかった。事業実施上の問題点として、要綱に関わる事項として、助成額の低さ、所得制限枠の厳しさ、関係職種との連携に関して、専門職の関与不足、マンパワー不足（担当職員が多忙）、業者教育不足といった人的資源の不足、改造内容に関わる事項としては、専門職の関与不足のために改造内容の是非の判断が付きにくいこと、取り組んだばかりで担当者の知識や経験が不足していること、改造効果の検討の必要性等様々な点が指摘されている。また、今後の展開について、リフォームヘルパーの活用、高齢者サービス調整チームや自治体内建築職との密接な連携、民間の専門職や業者との協力体制の整備、保健福祉ネットワークの活用等が指摘されている。現在TY市を除きモデル事業として少数事例をこなした段階である。本格実施に向け、取組

み体制の拡充整備が望まれる。現在の取組み体制にいくのかの典型が生まれつつあるとは  
いうものの、今後とりわけ建築職やPT・OT職の出前型相談活動を促す予算的措置や体  
制作りが強く望まれる。

表1 各自治体の要綱に定められたモデル事業の概要

対象者：65歳以上の単身世帯及び高齢者世帯 1、2級の身体障害者・児
対象経費：住宅改造及び日常生活用具給付事業に基づく部品のとりつけ工事費
対象住宅：民間の持ち家または所有者の承諾を得た借家の
補助基本額：50万円（限度額） TY市のみ70万円
補助率：一定の所得以上は、本人負担 3分の1 但し、K市を除いて所得の上限を定めている
モデル事業実施期間内は、同一世帯1回限りとする

表2、事業に関わった職能と関わりの度合い

凡例 ◎全事例を訪問 ○概ね訪問 △時に訪問 ×訪問なし

自治体	窓口(福祉)	保健婦	PT・OT	ヘルパー	建築士
K市	◎	◎	◎	○	◎
HI市(障害)	◎社協◎	×	○	×	○
(高齢)	◎社協◎	×	○	×	○
D市(障害)	窓口がPT◎	◎	◎	△	×
(高齢)	◎	◎	◎	△	×
SJ市	◎	◎	△	△	×
MA市	◎	△	△	△	×
TS町	◎	△	△主脈	△	×
MO市(障害)	◎	△	△	×	×
(高齢)	◎	△	△	×	×
TY市(障害)	◎	△	△	×	×
(高齢)	◎	△	△	×	×
I市(障害)	◎	△	△	×	×
(高齢)	◎	△	×	△	×
HA市	◎	△	×	△	×
SM町	◎	△	×	×	×

調査対象事業名：	岸和田市住宅改造助成事業
調査対象機関名：	高齢者福祉課
担当者人数、ポスト、氏名：	チーム5名（事務局ケースワーカー、保健婦、ヘルパー、理学療法士、建築士）
資料一覧	岸和田市高齢者等住宅改造費補助金交付要綱 岸和田市高齢者等住宅改良推進チーム設置要綱
1. 交付基準	身体条件、住宅条件、家族条件、経済条件など  申請者数： 件 実績： 件 基準に合わなかった件数：5件 理由：家族の同居（高齢者） 基準外の人への取扱（他の制度などの紹介斡旋などの有無）：日常生活用具 選定方法（先着順、得点化など 得点化の方法、考え方）： 所得補足の方法：源泉徴収票、確定申告など、高齢者の例では（申請者に代わって）市で税額調べる。
2. 応募、広報について	広報手段：発掘型・発掘方法－ヘルパー訪問 事業の紹介①. 広報 2. 民生委員等への周知徹底 3. パンフレット配布 ④. 関連部局職員 市内関係機関への周知徹底－調整チームを通じて （機関名 市身障福祉課）  広報内容：別紙  広報期間、公募時期、応募者の特徴  問い合わせ状況－件数、方法
3. 申請手続	申請書類（相談票、受付票、申請票など） 申請方法 訪問（誰：ケースワーカー、ヘルパー）、代筆（誰：ケースワーカー、ヘルパー）
4. 申請者の特徴	
5. 申請から交付までの流れと関与職種、人数	公募への応募やヘルパーよりの申し出→ケースワーカー訪問→書類作成→  チームでの相談→見積→見積チェック  申請から交付までの平均期間、関与職種別平均訪問回数 チームの訪問1～2回、完成後1回 ケースワーカーの訪問チームの他に2～7回
6. 工事内容決定に関わる事項	工事内容査定基準（基準外の工事内容について具体的に聞く） 要望を聞き、制度範囲を説明。チームの訪問で障害や住居に応じて相談し決定する。  工事金額査定基準 ・具体的には市建築士が見積をチェック。 ・「修繕」と「水洗化（下水化）」が対象外となった。必要があり改造したが基準額を超える部分を自己資金で行った例あり。 業者の選定、協定業者の有無、業者研修の有無・内容 無し 業者の職種、職域（工務店、一人大工、設備機器）

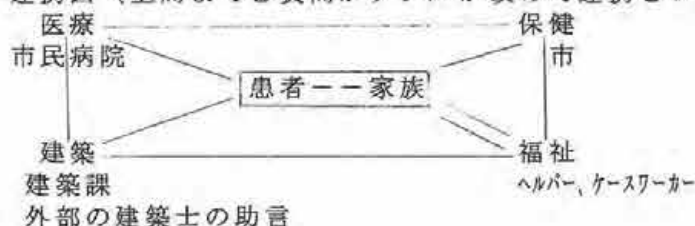
7. 連携に関わる事項

協力体制、他の関連事業、福祉職以外の家庭訪問の協力体制の有無など  
そのための予算的裏付け（委託費、家庭訪問時の出張費、相談費用など）

- ・ 市民病院理学療法士、建築課建築士などを含め、市職員への要請を出し、チームを構成。
- ・ 月2回定例で会議と訪問。業者に合わせる為、その他にも訪問する事がある。

8. 連携図（全問までと質問がダブルが改めて連携という視点で事例を見直す。）

（相互の連携の有無を結線で示し具体的内容を記入）



外部の建築士の助言

ケースワーカー・ヘルパー・理学療法士・保健婦・建築士で連携

9. コーディネート業務（質問8と同様、改めてどの様な形態でどの様な  
コーディネート業務を誰がおこなっているかを整理する。）

- ・ チーム訪問までに、ヘルパーの情報、保健婦の情報を基にケースワーカーが要望と事業の範囲、書類作成申請などで相談。
- ・ チーム会議
- ・ チーム訪問で具体的相談
- ・ チームで改造計画チェック

10. 事業実施上の問題点（担当職員の立場から）

- ・ マンパワーの不足—各持ち場から出ているため、時間的制限や日常業務の調整が大変。相談・訪問の時間・回数が足りない。
- ・ 民間の専門職や業者の協力を得られるよう模索している。

11. 改善がうまくいかなかった問題点（担当職員の立場から）

- ・ 市用方法がよく理解されていなかったため、活用できていなかった例。
- ・ 費用面の制限
- ・ 住まい方まで含めた家族との相談が十分にできなかったため、部分の改造にとどまった例。
- ・ 狭さ、老朽化した住居。
- ・ 設備の新設の際（入浴リフト）使いこなしの予測が難しかった例。

12. 調査員の意見、評価、感想

- ・ チームが作られ、機能している事で、対象者の問題点の把握、改善プランの深め方について有効に対処できているようです。
- ・ 利用についても、ケースワーカー、ヘルパー、保健婦の努力で「出前型」の対応がなされており、単身の高齢者や重度障害者が助成を利用できるように配慮されています。
- ・ 一方チームの各員が日常業務を調整しながら参加している点で時間的な制限あり。またそれぞれの職種から1名の参加であるので、経験の継承、広がり点でも、更にマンパワーを確保できればという面もあります。
- ・ パンプの計画もあるそうですが、広報、経験のまとめ、相談活動のための資料等ができるとう有効に考えられます。
- ・ 外部との協力が広がると、さらに新しい展開ができそうです。



調査対象事業名： 高齢者・重度身体障害者住宅改造事業  
 調査対象機関名： 枚方市福祉保健部障害福祉課  
 担当者人数、ポスト、氏名： 1人、障害福祉課、福岡一博

資料一覧

1. 交付基準 身体条件、住宅条件、家族条件、経済条件など  
 ・障害者世帯 身体障害者手帳1級又は2級に該当する者がいる世帯。  
 ・主たる生計者の前年所得税額が42,000円以下の世帯。  
 ・対象住宅が民間の持ち家、又は借家であること。（借家については所有者の承諾が必要）  
 申請者数： 9件 実績： 8件  
 基準に合わなかった件数： 0件  
 基準外の人の取扱（他の制度などの紹介斡旋などの有無）：日常生活用具の給付等の説明  
 選定方法（先着順、得点化など 得点化の方法、考え方）：障害の程度と緊急度等で決定

2. 応募、広報について  
 広報手段：公募型  
 事業の紹介①、広報 2. 民生委員等への周知徹底 3. パンフレット配布  
 4. 関連部局職員 市内関係機関への周知徹底  
 （機関名）  
 広報内容：交付基準、募集期間、申込窓口  
 広報期間、公募時期、応募者の特徴  
 年2回、10日間受付  
 問い合わせ状況一件数、方法

3. 申請手続  
 申請方法（来所）

4. 申請者の特徴

5. 申請から交付までの流れと関与職種、人数  
 申請→選定→家庭訪問→交付申請（見積り等を提出）→決定通知→工事着工・完了→  
 （担当課）（社協、OT、相談員等）  
 実績報告（領収証・写真等を提出）→確定通知→助成金の交付  
 申請から交付までの平均期間、関与職種別平均訪問回数  
 約2ヶ月 交付申請前2回程度 社協、OT、建築士（相談員）  
 社協、OT、建築士（相談員）＋業者  
 工事完了後1回

6. 工事内容決定に関わる事項  
 工事内容査定基準（基準外の工事内容について具体的に聞く）  
 障害の部位と改造箇所の関係の確認  
 工事金額査定基準  
 なし  
 業者の選定、協定業者の有無、業者研修の有無・内容  
 申請者が特に業者の指定がない時は市内協力団体を紹介

7. 連携に関わる事項

協力体制、他の関連事業、福祉職以外の家庭訪問の協力体制の有無など  
 そのための予算的裏付け（委託費、家庭訪問時の出張費、相談費用など）

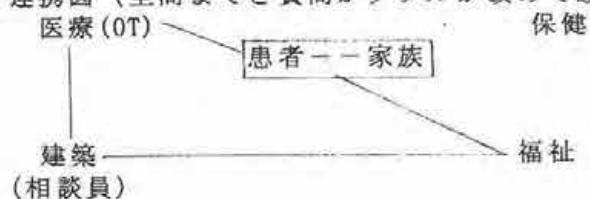
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 作業療法士
- ・ 住宅改造相談員（建築士）
- ・ 担当課市職員

訪問

市から社会福祉協議会に業務委託をしている。

委託料 750,000円  
 事務費負担金 150,000円

8. 連携図（全問までと質問がダブルが改めて連携という視点で事例を見直す。）



（相互の連携の有無を結線で示し具体的内容を記入）

リフォームチーム（OT、建築士、社協、障害福祉課）で訪問

9. コーディネート業務（質問8と同様、改めてどのような形態でどのような  
 コーディネート業務を誰がおこなっているかを整理する。）

リフォームチーム内部及び申請との調整、協力団体（業者）の紹介等を  
 社協がコーディネートしている。（市より委託）

10. 事業実施上の問題点（担当職員の立場から）

- ・ 選定が難しい。
- ・ 広報紙による案内ではPRが不足している。（助成件数に限度があるため難しい。）
- ・ ADLの向上よりも介助者の介助量の軽減やQOLの向上が目的となる改造が多かった。
- ・ 所得制限の緩和など対象の拡大と助成件数、助成額の充実が望まれる。

11. 改善がうまくいかなかった問題点（担当職員の立場から）

特に改善されなかった改造はなかった。

12. 調査員の意見、評価、感想





7. 連携に関わる事項

協力体制、他の関連事業、福祉職以外の家庭訪問の協力体制の有無など  
 そのための予算的裏付け（委託費、家庭訪問時の出張費、相談費用など）

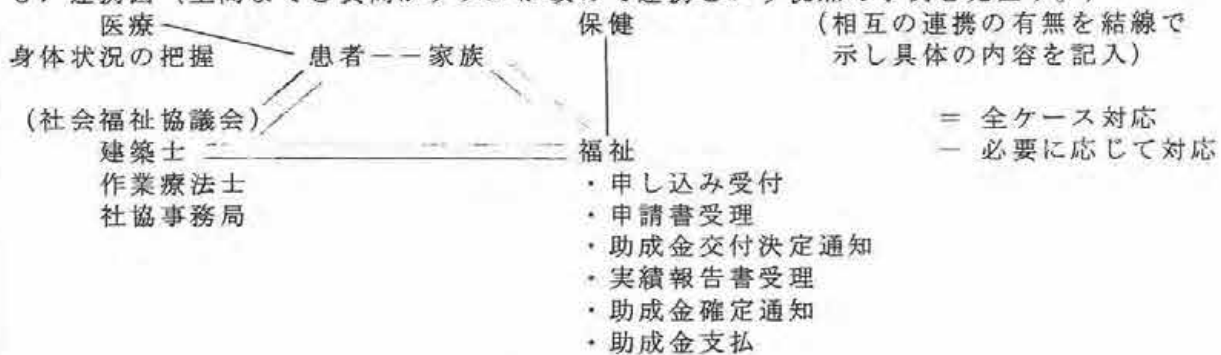
社会福祉協議会

事務局担当者（常勤） 1名（兼任）  
 住宅相談員（非常勤） 1名（1級建築士）  
 作業療法士（非常勤） 1名（市内病院勤務）

（予算）高齢者・重度身体障害者住宅改造助成モデル事業経費

(1)住宅改造助成金 10,000千円  
 (2)住宅改造事業調査事務経費 783千円（社会福祉協議会）

8. 連携図（全問までと質問がダブルが改めて連携という視点で事例を見直す。）



9. コーディネート業務—（質問8と同様、改めてどの様な形態でどの様な  
 コーディネート業務を誰がおこなっているかを整理する。）

訪問調査、改造内容の相談等は市社会福祉協議会に委託し、市社協のリフォームチーム（建築士・作業療法士）と市の担当者とで、事業を進めている。

10. 事業実施上の問題点（担当職員の立場から）

専門職の確保

相談員（建築士）や作業療法士(or理学療法士)を非常勤で確保しているが、時間的制約があり機動的な対応が困難である。

モデル事業による予算的制約

予算的制約のため、受付期間を限定（前期6月1日～10日、後期11月1日～10日）せざるを得ず、その期間に申し込みのあった件数の中から選考の上対象者を決定した。

11. 改善がうまくいかなかった問題点（担当職員の立場から）

1. モデル事業として予算的制約があり、各地区担当のケースワーカーと連携した高齢者の在宅生活支援事業としての拡がりが果せない。

12. 調査員の意見、評価、感想

調査対象事業名： 大東市高齢者重度身体障害者住宅改造助成事業  
調査対象機関名： 大東市、障害者世帯  
担当者人数、ポスト、氏名： 1名、技術吏員（理学療法士）、伊藤晴人

資料一覧

1. 交付基準 身体条件、住宅条件、家族条件、経済条件など

申請者数： 5件 実績： 5件  
基準に合わなかった件数： 0件  
基準外の人取扱（他の制度などの紹介斡旋などの有無）： 他制度紹介をしています。  
選定方法（先着順、得点化など 得点化の方法、考え方）： 先着順

2. 応募、広報について

広報手段： 公募型  
事業の紹介①、広報 2. 民生委員等への周知徹底 3. パンフレット配布  
4. 関連部局職員 市内関係機関への周知徹底  
(機関名 )

広報期間、公募時期、応募者の特徴

期間 1年度間、時期 4月、特徴 訪問指導、ホームヘルパーの派遣等なんらかのかかわりをもっている世帯が多い。

問い合わせ状況一件数、方法

電話による問合せ 3件、直接来課 2件

3. 申請手続

申請書類（申請票など）  
申請方法（来所、訪問（誰：担当職員）、代筆（誰：関係機関・部局職員）

4. 申請者の特徴

家族同居者が多い。

5. 申請から交付までの流れと関与職種、人数

申請→理学療法士訪問・アドバイス→決定通知（理学療法士）→理学療法士訪問・アドバイス→工事完了届→交付決定通知→請求→助成金交付  
(申請書) (理学療法士)(申請者)(理学療法士)

申請から交付までの平均期間、関与職種別平均訪問回数

平均期間 2ヶ月 平均訪問 簡単なのは2回、5～6回の人もある。  
精神的なサポートや障害者対応の場合は構築的な面で大工などとの相談を目的に訪問する。

6. 工事内容決定に関わる事項

工事内容査定基準（基準外の工事内容について具体的に聞く）  
査定基準は設けていません。

工事金額査定基準

査定基準は設けていません。

業者の選定、協定業者の有無、業者研修の有無・内容

申請者による選定

業者の職種、職域（工務店、住宅設備店）

7. 連携に関わる事項

協力体制、他の関連事業、福祉職以外の家庭訪問の協力体制の有無など  
そのための予算的裏付け（委託費、家庭訪問時の出張費、相談費用など）

保健婦と理学療法士、作業療法士による協力、連携体制をとっている。

8. 連携図（全問までと質問がダブルが改めて連携という視点で事例を見直す。）

医療

理学療法士による  
業者へのアドバイス  
市営住宅の改造許可  
建築

患者—家族

保健  
障害グループワーク機能訓練対象者  
保健婦理学療法士による同伴訪問

ケースワーカー、ホームヘルパー、理学療法士、作業療法士による訪問  
福祉

（相互の連携の有無を結線で  
示し具体的内容を記入）

9. コーディネート業務—（質問8と同様、改めてどのような形態でどのような  
コーディネート業務を誰がおこなっているかを整理する。）

理学療法士により、申請者や家族と業者とのコーディネートを行っている。

10. 事業実施上の問題点（担当職員の立場から）

所得制限がきびしすぎる。

11. 改善がうまくいかなかった問題点（担当職員の立場から）

特になし。

12. 調査員の意見、評価、感想

調査対象事業名： 大東市高齢者重度身体障害者住宅改造助成事業  
調査対象機関名： 大東市、高齢者世帯  
担当者人数、ポスト、氏名： 1名、技術吏員（理学療法士）、伊藤晴人

資料一覧

1. 交付基準 身体条件、住宅条件、家族条件、経済条件など

申請者数： 9件 実績： 9件  
基準に合わなかった件数： 0件 理由：  
基準外の人の取扱（他の制度などの紹介斡旋などの有無）：他制度紹介をしています。  
住宅改造の相談には、業者をともなって応じている。  
選定方法（先着順、得点化など 得点化の方法、考え方）：先着順

2. 応募、広報について

広報手段：公募型  
事業の紹介① 広報 2. 民生委員等への周知徹底 3. パンフレット配布  
4. 関連部局職員 市内関係機関への周知徹底  
(機関名 )

広報期間、公募時期、応募者の特徴

期間1年度間、時期4月、特徴、訪問指導、ホームヘルパーの派遣等なんらかのかかわりをもっている世帯が多い。

問い合わせ状況一件数、方法

電話による問合せ10件、直接来課5件

3. 申請手続

申請書類（申請票など）  
申請方法（来所、訪問（誰：担当職員）、代筆（誰：関係機関・部局職員）

4. 申請者の特徴

難病患者や身体障害者手帳所持者が多い。

5. 申請から交付までの流れと関与職種、人数

申請→理学療法士訪問・アドバイス→決定通知（理学療法士）→理学療法士訪問・  
アドバイス→工事完了届→交付決定通知→請求→助成金交付  
(申請書) (理学療法士)(申請者)(理学療法士)

申請から交付までの平均期間、関与職種別平均訪問回数

平均期間2ヶ月 平均訪問 簡単なのは2回、5～6回の人もある。  
精神的なサポートや障害者対応の場合は構築的な面で大工などとの相談を目的に訪問する。

6. 工事内容決定に関わる事項

工事内容査定基準（基準外の工事内容について具体的に聞く）  
査定基準は設けていません。

工事金額査定基準

査定基準は設けていません。

業者の選定、協定業者の有無、業者研修の有無・内容  
申請者による選定

業者の職種、職域（工務店、住宅設備店）

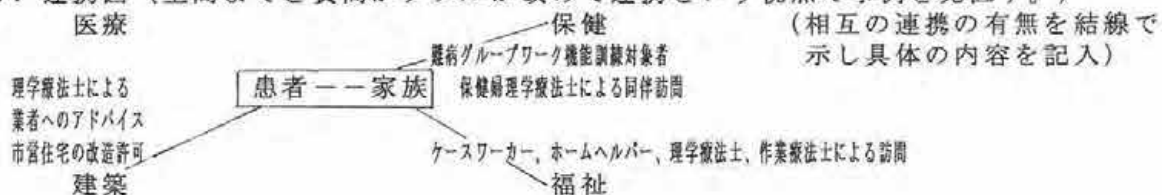
7. 連携に関わる事項

協力体制、他の関連事業、福祉職以外の家庭訪問の協力体制の有無など  
そのための予算的裏付け（委託費、家庭訪問時の出張費、相談費用など）

保健婦と理学療法士・作業療法士による協力、連携体制をとっている。  
もともと地域リハビリテーションの一環として相談業務が位置づけられているので、特別な予算は組んでいない。

8. 連携図（全問までと質問がダブルが改めて連携という視点で事例を見直す。）

医療



9. コーディネート業務—（質問8と同様、改めてどのような形態でどのような  
コーディネート業務を誰がおこなっているかを整理する。）

理学療法士により、申請者や家族と業者とのコーディネートを行っている。

10. 事業実施上の問題点（担当職員の立場から）

所得制限がきびしすぎる

11. 改善がうまくいかなかった問題点（担当職員の立場から）

特になし。

12. 調査員の意見、評価、感想



調査対象事業名：  
 調査対象機関名： 四条畷市 保健福祉部生きがい対策室  
 担当者人数、ポスト、氏名： 1名、室長代理、山中

資料一覧  
 No. 1～6  
 広報

1. 交付基準 身体条件、住宅条件、家族条件、経済条件など  
 大阪府に準ずる。  
 問合せ：保健婦の訪問の結果、単なる改築だった。  
 申請者数： 8件 実績： 8件  
 基準に合わなかった件数： 2件 理由：あう人を保健婦が発掘  
 基準外の人の取扱（他の制度などの紹介斡旋などの有無）：日常生活用具の制度  
 選定方法（先着順） 日本生命財団による補助等を利用  
 所得補足の方法：税務課資料

2. 応募、広報について  
 広報手段：公募型、発掘型  
 事業の紹介①、広報②、民生委員等への周知徹底 3.パンフレット配布  
 ④、関連部局職員 市内関係機関への周知徹底  
 （機関名 高齢者サービス調整チームの関係機関）一社協、保健所  
 るうてるホーム、保健センター  
 広報期間、公募時期、応募者の特徴  
 平成4年 5月15日号広報 6月末日まで  
 平成5年10月15日号広報 11月末日まで  
 問い合わせ状況一件数、方法 所得制限（若い障害者、親が働いている）  
 4～5件 窓口 電話 健全な人で浴室を置きたい。

3. 申請手続  
 申請書類 別添資料  
 申請方法（来所、訪問、代筆）

4. 申請者の特徴  
 1. 老人6件、障害2件と老人（後期高齢者）が多い。  
 2. 保健婦が訪問しているケースに制度を紹介し申請する例が多い。（7件）  
 3. デイサービスなど他の福祉サービスを受けていることが多い。  
 4. 住宅改造とともに電動ベッド、ボックルトイレ等の日常生活給付事業の制度利用者が多い。  
 5. 持ち家6件、借家2件だが、50～60㎡の家が多い。  
 6. 改造箇所は、トイレ、浴室がほとんどである。

5. 申請から交付までの流れと関与職種、人数  

対象者	申請	福祉事務所
	交付決定	
	見積報告	
	補助金確定通知	
	請求書	
	補助金交付	

 関与職種 保健婦全件、PT3件、介護ヘルパー数件  
 申請から交付までの平均期間、関与職種別平均訪問回数  
 3ヶ月 通常保健婦活動の中にくみこまれている。

6. 工事内容決定に関わる事項  
 工事内容査定基準（基準外の工事内容について具体的に聞く）  
 器具については標準型  
 工事金額査定基準  
 特になし  
 業者の選定、協定業者の有無、業者研修の有無・内容  
 申請者の希望によるもの  
 希望がない場合 日常生活用具給付・貸与事業の業者の中より選定  
 業者の職種、職域（工務店、設備機器、福祉機器、）



7. 連携に関わる事項

協力体制、他の関連事業、福祉職以外の家庭訪問の協力体制の有無など

そのための予算的裏付け（委託費、家庭訪問時の出張費、相談費用など）

・保健センターと保健所の保健婦が中心となり、施工業者の協力を得ながら事業を実施

・他の関連事業 ・るうてるホームにおいて日本生命財団の補助事業の一つとして、

住宅改造助成（材料費5千円 工事費1万円）を実施

・日常生活用具給付・貸与事業

福祉職以外の協力体制予算的裏付けなし

8. 連携図（全問までと質問がダブルが改めて連携という視点で事例を見直す。）

医療

患者—家族

保健

（相互の連携の有無を結線で示し具体的内容を記入）

建築

福祉

9. コーディネート業務—（質問8と同様、改めてどのような形態でどのような

コーディネート業務を誰がおこなっているかを整理する。）

現在は、市保健婦（老人）保健所保健婦（難病）がしている。

10. 事業実施上の問題点（担当職員の立場から）

・住宅改造の範囲

・所得制限の問題（特に障害者の住宅改造）

・住宅改造後の効果の検討

11. 改善がうまくいかなかった問題点（担当職員の立場から）

12. 調査員の意見、評価、感想

・対象は、主に保健婦の訪問事例にため適当なものが多い。

・改造内容は、専門職（OT, PT, 建築）の関与がないために不適切なものもある。

調査対象事業名： 松原市高齢者重度身体障害者住宅改造助成事業  
調査対象機関名： 松原市  
担当者人数、ポスト、氏名： 1人、福祉課主査、山下修

資料一覧

1. 交付基準 身体条件、住宅条件、家族条件、経済条件など  
府の要綱に準ずる。

申請者数： 7件 実績： 4件  
基準に合わなかった件数： 4件 理由：家族条件・主旨まちがい  
基準外の人取扱（他の制度などの紹介斡旋などの有無）：今回は無し  
選定方法（先着順、得点化など 得点化の方法、考え方）：基本的には先着順  
所得補足の方法：課税課にて調査

2. 応募、広報について

事業の紹介①、広報②、民生委員等への周知徹底 3.パンフレット配布  
④. 関連部局職員 市内関係機関への周知徹底  
(機関名 保健所、特養、阪南中央HP、社協、支援センター)  
広報内容：広報紙に記載

広報期間、公募時期、応募者の特徴  
平成5年10月、広報 1ヶ月間、その後延長

問い合わせ状況一件数、方法  
11件、電話及び来庁

3. 申請手続

申請書類（相談受付書→申請書提出）  
申請方法（来所） 家族来庁または、関係機関代行

4. 申請者の特徴

高齢者夫婦のみ 所得税4万円以下  
(独居も可)

5. 申請から交付までの流れと関与職種、人数

受付→福祉ワーカー、保健婦、HV→申請→課税調査→助成決定→工事着手→工事完了→  
現地確認→助成額決定。

申請から交付までの平均期間、関与職種別平均訪問回数

約1ヶ月程度 理学療法士、保健婦 1～2回

6. 工事内容決定に関わる事項

工事内容査定基準（基準外の工事内容について具体的に聞く）  
工事全体の話をする。 家族の意向、工事にかかる人 両方から聞く。

工事金額査定基準  
特になし。

業者の選定、協定業者の有無、業者研修の有無・内容  
家族選定業者により実施。

業者の職種、職域（工務店、一人大工）

7. 連携に関わる事項

協力体制、他の関連事業、福祉職以外の家庭訪問の協力体制の有無など  
そのための予算的裏付け（委託費、家庭訪問時の出張費、相談費用など）

特に日常生活用具給付事業とは密接に連携し、住宅改造以外の部分でフォローを心がけている。  
保健福祉ネットワークを利用して、他職種の実務者の協力を得ることが容易であるが、建築関係部門との協力体制がとれていない。

8. 連携図（全問までと質問がダブルが改めて連携という視点で事例を見直す。）



- ・ 建築との連携がない（市の建築部門の意見が聞けるとよいのだが、多忙のため困難）
- ・ 建築業者が研究会的なものをつくれれば、そこに委託することもできるが、育成については特に考えていない。

9. コーディネート業務（質問8と同様、改めてどのような形態でどのようなコーディネート業務を誰がおこなっているかを整理する。）

コーディネートは明確になっていない。保健婦、理学療法士など  
ケースの主担者がコーディネートを実施している。

10. 事業実施上の問題点（担当職員の立場から）

現時点では、特に建築関係との連携がとれていない。  
老人福祉課兼務が多忙（委託事業が多い中で全てを1人でこなさなければならない。）  
専門職がないので、業者に言われても反論できない。  
専門職のPTで木材のスロープがよいという人あり、調整がつきにくいことがあった。  
情報をもっと勉強する必要あり。

11. 改善がうまくいかなかった問題点（担当職員の立場から）

経費と助成額との差額により着手できない部分があった。  
本人家族の思いを十分ひきだせたか問題。  
いろんな検討に時間不足が大きかった。  
老人担当職員としては、さまざまな知識が必要なため、コーディネータとなるのはしんどい。

12. 調査員の意見、評価、感想

まとめて募集するため、担当者の手がまわらない。  
保健所の職員の関わり、活動低下傾向。保健センターの保健婦からのヘルパー申請が、1/5に減っているとのこと。実務者レベルの会議が月1回。  
個別事例の検討週1回あり（ネットワーク会議）。従来より高齢者対応活動は市としての実績はあるが、今回の事業はこれらの活動にのせられなかった。6年度は調整チームの活動にのせたい意向あり。予算的にも少ない為限界を感じながら、ワーカー1人で頑張っている印象うけた。少しずつ充実発展が期待できる。

（H5. 250万 H6. 380万予定）



7. 連携に関わる事項

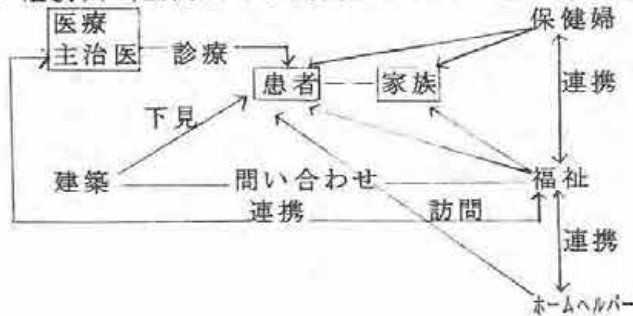
協力体制、他の関連事業、福祉職以外の家庭訪問の協力体制の有無など  
そのための予算的裏付け（委託費、家庭訪問時の出張費、相談費用など）  
福祉職以外の職員（ホームヘルパー、保健婦等）、主治医などの訪問および相談。

予算額 0 円

8. 連携図（全問までと質問がダブルが改めて連携という視点で事例を見直す。）

（相互の連携の有無を結線で

示し具体的内容を記入）



9. コーディネート業務（質問8と同様、改めてどのような形態でどのような

コーディネート業務を誰がおこなっているかを整理する。）

福祉職員、保健婦、ホームヘルパー、医師との打ち合わせ及び業者、相談により決定。

10. 事業実施上の問題点（担当職員の立場から）

対象世帯によっては昔ながらの家であり、段差が多く改造することによって、  
経費が大幅に増大するなどの面から助成額50万円が少ないように思われる。  
又、改造が1回という限度もありその後の改造が難しい。

11. 改善がうまくいかなかった問題点（担当職員の立場から）

対象者によっては、改造後体調をくずすなど改造前の状況とちがっており、  
改造後の利用が難しく思われる。

12. 調査員の意見、評価、感想

現場確認、家族との相談、関連職員との連携などを行い、コーディネートを決めている  
が専門的な建築のノウハウや本人の体調に合わせた改造（たとえば、長期的な目標をどう  
きめていくかなどの不確実な問題）が難しい。



7. 連携に関わる事項

協力体制、他の関連事業、福祉職以外の家庭訪問の協力体制の有無など  
そのための予算的裏付け（委託費、家庭訪問時の出張費、相談費用など）  
福祉職以外の職員（ホームヘルパー、保健婦等）、主治医などの訪問および相談。

予算額 0 円

8. 連携図（全問までと質問がダブルが改めて連携という視点で事例を見直す。）



（相互の連携の有無を結線で示し具体内容を記入）

9. コーディネート業務（質問8と同様、改めてどの様な形態でどの様な  
コーディネート業務を誰がおこなっているかを整理する。）

福祉職員、保健婦、ホームヘルパー、医師との打ち合わせ及び相談により決定。

10. 事業実施上の問題点（担当職員の立場から）

対象世帯によっては昔ながらの家であり、段差が多く改造することによって、  
経費が大幅に増大するなどの面から助成額50万円が少ないように思われる。  
又、改造が1回という限度もありその後の改造が難しい。

11. 改善がうまくいかなかった問題点（担当職員の立場から）

対象者によっては、改造後体調をくずすなど改造前の状況とちがっており、  
改造後の利用が難しく思われる。

12. 調査員の意見、評価、感想

現場確認、家族との相談、関連職員との連携などを行い、コーディネートを決定している  
が専門的な建築のノウハウや本人の体調に合わせた改造（たとえば、長期的な考え、  
長期的な目標をどうきめていくかなどの不確実な問題）が難しい。